町政だより
今金町役場
発行所　今金町役場
発行人　今金町長　安部義雄
編集人　今金町役場　柳　太一
印刷所　今金町新聞部　内田益男

昭和三十三年度施政方針

赤字の解消対策を確立

国保診療所の開設は七月

昭和三十三年度本町予算編成にあたり、私の所信の一端を申述べ、各位の深い御理解と積極的な御支援をお願いする次第であります。

町財政につきましては、就任以来各位の御協力を得まして財政の健全に努め、極力収入の増収確保と歳出の節減に努力して来たところでありますが、御承知の如く昭和二十八、九年の全道的冷害凶作に亦、昭和三十年以来の水害と相次ぐ冷害実施により、その復旧と救済対策に要する経費の増嵩を来たすところとなり、必然これら経費の繰越と一方町税等を含め三十二年度は既に三千百万円程度の赤字が予想されるに至りました。

ここに於きまして赤字対策は、政府通達による今後の起債抑制、その他の制限に基き、歳入に於ては年間確実に予見し得る収入の見込額を計上すると共に、歳出については、欠員補充等は極力避け、物件費、消防費、土木費、農業経済費、財産費等についても適切なる圧縮を加え必要最少限度の経費を計上しもって行政水準の低下を来さないよう配慮すると共に、今年度地方交付税の繰入率改正による増加見込額及び災害仕越補助金、財源不足補填金の大宗は挙げて赤字補填金に充当する所存であります。

予算総額
七六、〇四五千円

経常経費は極力節減

本年度における歳入歳出予算総額は七千六百四万五千円でありまして、前年度当初予算九千百六万一千円に比較し一千五百一万六千円の減となり、更に前年度よりの事業繰越分一千五百七万九千を差引きますと、現年度分六千九十六万六千円の枠となります。

次に各費目に亘りその大要を説明いたします。

先ず産業開発の基盤となります土木費に於ては、中里林道農業事業費百二十九万四千円（二分の一補助）と都市計画八万円（今金駅前通路排水改良工事費四十万円、災害復旧費については大きなものは利別橋一橋のみでありますが、これについては本年度建設省の再査定をまって実施の方法と予算化について十分検討を加え営工の見通をつけたいと考えます。

他は前年度の実績を参酌一応応急費として計上しました。

教育費においては、本年度今金小学校二教室増築、日進へき地集会室新築、重川中学校一教室増築の必要に迫られておりますが、これについては補助、起債の獲得に力を尽くし財源の確定をまって予算措置をしようと考えております。

災害復旧費二十四万円、決算、購入費二十六万円、維持修繕費については、実施調査の結果に基き維持管理上必要な経費を計上するに止め、新築改築費としては金原小学校給水施設費二十五万円、中里、金原交流火用水施設費に六万円を計上した結果、前年度に比し百七十万円余の増額となりました。

畜産経済費については、農業改良普及員の移転に伴う所要経費二十二万九千円、農村建設対策費五十二万二千円、畜産振興費二百三十万五千円を計上

財産費については、新規に於ては鈴岡町有林十町歩に止めその大宗を植育費として計上しました。

保険衛生費については、国保診療所の事業繰越分八百七十万円、同医療器材費五百六万七千円、現年度分繰工費二億円を以ていよいよ本年六月着工の運びに至った外、珍古沢橋については、同橋永久橋架設が内定している現況であり、町道南幹線も四月より逐々線に移管引継手続完了しました。

更に主なるもので残された金原川の昇格と八束川の改修は三十四年度着工の明るい見通を得、花美線の道々昇格など同様に進展しており、又北檜山総合かんばい第二次調査費五百万円程度内定しました。

この各種施策に応え畜産業五ヶ年計画の根幹である土地改良事業についても大市に着工され、一環性ある耕地内営備事業の実施が毎年度五千万円に達しており、同民各位に於かれても現下の財政は前述の如く、例え暫定善処措置にありとは云いながら我が町の発展性においを置かれ今後の開発推進のためあくまで厳正公平な御批判の下に積極的な御支援をお願いする次第であります。

なお多年の懸案でありました今金橋の永久橋架設は

今金橋永久橋架設決定

珍古沢橋（花石）も内定

三十三年度予算は
七六、〇四五千圓
他に議案二十三件を審議決定

三月二十四日開会の町議会には、昭和三十三年度当初予算を始め次のような多くの議案が提出され、それぞれ原決されました。以下その概要をお知らせします

三十二年度追加更正予算

壱百七万二千円減

一、歳入
一、町税
普通税
四、二二七千円減
二、地方交付税
普通交付税
二一、四二三千円
特別交付税
二、一五六千円
と更正
八〇〇五千円増
三、公営企業財産収入
財産売払代金
二四、六六五千円減
四、諸収入
雑入
四、六六五千円減

一、歳出
一、議会費
旅費
四〇〇千円増
負担金補助及交付金
四千円減
二、総務費
旅費
七一千円減
職員給与手当
一、一三一千円減
五、道支出金
林道開設費、造林費、国保事業費、病害虫防除費補助で差引
二、五一八千円減
六、寄附金
一般寄附
七二〇千円減
七、繰越金
予算利子、過年度収入
一八〇千円増
延滞金、保育料、雑入
六三五千円減
八、町債
国保直診施設整備費
五、五八〇千円減
歳入欠陥補填債
二八、七四〇千円増
歳入合計
一一五、二九八千円

一、歳出
一、議会費
二〇千円増
旅費
四〇千円増
負担金補助及交付金
四千円減
二、総務費
旅費
一一、二九〇千円増
職員給与手当
三〇千円減
道路維持修繕費
八九千円増
電算士木費
六三千円減
林道開設事業費
一、四一七千円減
五、教育費
教育委員会費
一千円増
小学校費
一千円増
高等学校費
一千円減
公民館費
一八千円増
教育諸費
四三千円減
六、社会及労働施設費
児童福祉費
三千円減
国保直診所施設費
三七千円減
季節保育所費
四千円減
厚生諸費
四千円減
七、保健衛生費
健民費
八千円減
国保診療所費
一三、七八五千円減
八、農業経済費
勧業諸費
一四〇千円増
九、財産費
基本財産造成費
二九千円増
財政管理費
三三千円増
十、選挙費
選挙管理委員会費
一千円増

旅費　六五千円増
需用費　七〇千円増
職員給与手当　七千円減
三〇千円減
道路維持修繕費　八九千円増
電算士木費　六三千円減
林道開設事業費　一、四一七千円減

◆既定予算額
七、二九五千円
◆追加更正予算額
八、八七八千円
差引減　一、五八三千円

一、使用料及手数料
督促手数料　六千円増
二、国庫支出金
事務費補助　四六千円増
保健婦設置費補助　三二千円減
擦傷給付費補助
一、五二八千円増
三、雑収入
延滞金　三五千円増
歳入合計　八、八七八千円

一、歳出
一、議会費
旅費　一六千円減
負担金補助及交付金　二千円減
需用費　七千円減
二、総務費
職員給与手当　一、八九三千円増
退職金　二八五千円
職員給与手当　一三二千円減
旅費　一一五千円減
需用費　一一五千円減
負担金補助及交付金　二九千円減
国保特別会計予算　二〇千円減
利子
六、趣旨普及費
宣伝費　一〇一千円減
七、諸支出金
診療設備費補助　三二千円減
負担金補助及交付金　三一千円増
一二千円増
報償費
歳出合計　八、八七八千円

一、公益質屋費
諸手当　一六千円減
旅費　二千円減
需用費　七千円減
二、保険給付費
療養諸費　八、五八二千円
動産諸費　九四千円
繰延諸費　九四千円
三、保健施設費
職員給与　一四八千円
諸手当　一〇〇千円
旅費　三五千円
需用費　二五八千円
四、財産費
積立金　一〇千円
五、公債費
利子　二七千円
六、諸支出金
負担金補助及交付金　一〇八千円
償還金　五八千円
繰替金　五〇千円
趣旨普及費　六五千円
七、予備費
予備費　五〇千円
歳出合計　一〇、七〇九千円

一、公債費
元利償還金二七七千円減
利子　八一八千円増
十二、諸支出金
償還金　六五千円増
繰替金　三千円増
地方振興費一六九千円増
歳出合計　一一五、二九八千円

国保特別会計追加更正予算

壱百五拾八万三千円増

昭和三十二年度今治町国民健康保険特別会計歳入歳出追加更正予算（第二回）について

◆既定予算額
七、二九五千円
◆追加更正予算額
八、八七八千円
差引減　一、五八三千円

一、使用料及手数料
診療設備審査料　三二千円減
二、国庫支出金
負担金補助及交付金　三一千円増
一二千円増
報償費
歳出合計　八、八七八千円

一、公益質屋費
諸手当　一六千円減
旅費　二千円減
需用費　七千円減
二、保険給付費
療養諸費　八、五八二千円
動産諸費　九四千円
繰延諸費　九四千円
三、保健施設費
職員給与　一四八千円
諸手当　一〇〇千円
旅費　三五千円
需用費　二五八千円
四、財産費
積立金　一〇千円
五、公債費
元利償還金　一三四千円
二、公債費
利子　六三千円
一、公債費
元利償還金二七七千円減
利子　八一八千円増
十二、諸支出金
償還金　六五千円増
繰替金　三千円増
地方振興費一六九千円増
歳出合計　一一五、二九八千円

国保特別会計予算

昭和三十三年度今治町国民健康保険特別会計歳入歳出予算について

◆歳入
一、国民健康保険税
六、二五七千円
二、使用料及手数料
督促手数料　三六千円
三、国庫支出金
療養給付費補助金
二、九四七千円
保健婦補助金　三八千円
事務費補助金
九〇八千円
四、道支出金
道費補助
特別会計歳入歳出追加更正予算（第一回）
一千円
五、繰入金
一般会計繰入金
五〇〇千円
六、繰越金
前年度繰越金
二五千円
七、諸収入
延滞金
雑入
歳入合計
一〇、七〇九千円

◆歳出
一、公益質屋費
諸手当　一六千円減
旅費　二千円減
需用費　七千円減
二、保険給付費
療養諸費　八、五八二千円
動産諸費　九四千円
繰延諸費　九四千円
三、保健施設費
職員給与　一四八千円
諸手当　一〇〇千円
旅費　三五千円
需用費　二五八千円
四、財産費
積立金　一〇千円
五、公債費
利子　二七千円
六、諸支出金
負担金補助及交付金　一〇八千円
償還金　五八千円
繰替金　五〇千円
趣旨普及費　六五千円
七、予備費
予備費　五〇千円
歳出合計　一〇、七〇九千円

公益質屋予算は

三一〇千円

昭和三十三年度今治町公益質屋特別会計歳入歳出予算について

一、歳入
一、事業収入　二八九千円
二、繰入金　二〇千円
三、繰入金　三一〇千円
歳入合計

◆歳出
一、公益質屋費
二、公債費
元利償還金　一三〇千円
役場職員給　九三三千円
会議費　六三千円
二、保険給付費
療養諸費　八、五八二千円
動産諸費　九四千円
繰延諸費　九四千円
三、保健施設費
職員給与　一四八千円
諸手当　一〇〇千円
旅費　三五千円
需用費　二五八千円
四、財産費
積立金　一〇千円
五、公債費
利子　二七千円
六、諸支出金
負担金　一〇八千円
償還金　五八千円
繰替金　五〇千円
趣旨普及費　六五千円
七、予備費
予備費　五〇千円
歳出合計　一〇、七〇九千円

一、公債費
元利償還金二七七千円減
利子　八一八千円増
十二、諸支出金
償還金　六五千円増
繰替金　三千円増
地方振興費一六九千円増
歳出合計　一一五、二九八千円

一、歳入
一、町税
普通税
四、二二七千円減
二、地方交付税
普通交付税
二一、四二三千円
特別交付税
二、一五六千円
と更正
八〇〇五千円増
三、公営企業財産収入
財産売払代金
二四、六六五千円減
四、諸収入
雑入
四、六六五千円減

一、歳出
一、議会費
旅費
四〇千円増
負担金補助及交付金
四千円減
二、総務費
職員給与
七一千円減
旅費　六五千円減
需用費　七〇千円減
負担金補助及交付金　三千円増
一二千円増
報償費
歳出合計　一一五、二九八千円

一、歳入
一、町税
普通税
四、二二七千円減
二、地方交付税
普通交付税
二一、四二三千円
特別交付税
二、一五六千円
と更正
八〇〇五千円増
三、公営企業財産収入
財産売払代金
二四、六六五千円減
四、諸収入
雑入
四、六六五千円減

一、歳出
一、議会費
旅費
四〇千円増
負担金補助及交付金
四千円減
二、総務費
職員給与
七一千円減
旅費　六五千円減
需用費　七〇千円減
負担金補助及交付金　三千円増
一二千円増
報償費
歳出合計　一一五、二九八千円

利子　四五千円
三、予備費　一千円
歳出合計　三一〇千円

と場特別会計予算
四一五千円
昭和三十三年度今金町屠場特別会計歳入歳出予算について

◎歳入
一、財産収入
屠畜使用料　四一四千円
二、雑入　一千円
歳入合計　四一五千円

◎歳出
一、屠畜費
諸手当　三千円
旅費　一二八千円
需用費　一〇三千円
賦魂碑修繕費　二五千円
二、公債費
元利償還金　一四九千円
三、予備費　七千円

◎一時借入金について
昭和三十三年度予算編成のため次のように一時借入をする
借入金額　参千万円以内
利率　百円につき日歩二銭五厘以内

◎一時借入金について
昭和三十三年度公益質屋特別会計運転資金に充当のため借入金額　参拾万円以内
利率　百円につき日歩二銭五厘以内

◎一時借入金について
昭和三十三年度国保特別会計運転資金に充当のため
借入金額　五百万円以内
利率　百円につき日歩二銭五厘以内

◎歳入歳出予算の補正について
昭和三十三年度予算編成のため次のように一時借入をする
借入金額　参千万円以内
利率　百円につき日歩二銭五厘以内

◎一時借入金について
昭和三十三年度公益質屋特別会計運転資金に充当のため
借入金額　参拾万円以内
利率　百円につき日歩二銭五厘以内

◎一時借入金について
昭和三十三年度国保特別会計運転資金に充当のため
借入金額　五百万円以内
利率　百円につき日歩二銭五厘以内

◎常附採納について
◎青年学級開設について

以上十三件もそれぞれ可決決定しました。

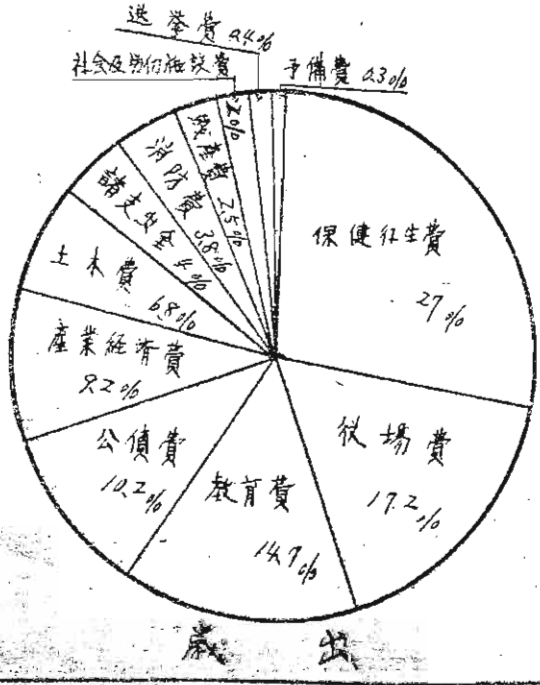
今年の町の予算（当初予算）

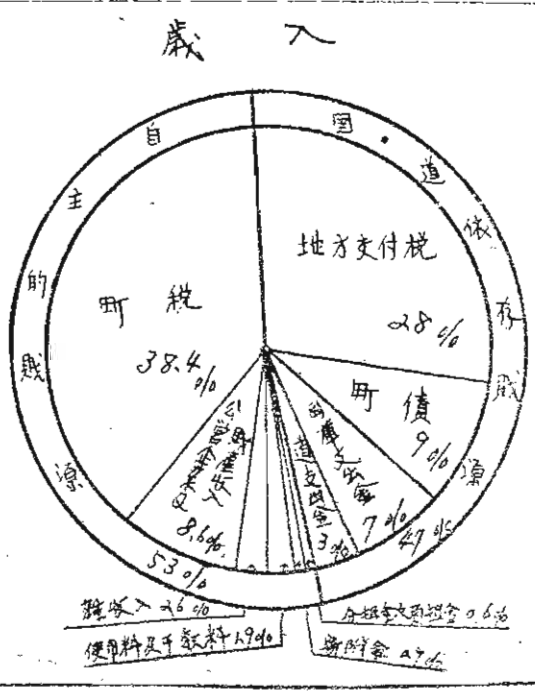
歳入

科目	金額
町税	二九、一七二、〇〇〇
地方交付税	二一、二六四、〇〇〇
公営企業及財産収入	六、四二八、〇〇〇
分担金及負担金	四三〇、〇〇〇
使用料及手数料	一、四三九、〇〇〇
国庫支出金	五、三五七、〇〇〇
道支出金	二、三三六、〇〇〇
寄附金	六七五、〇〇〇
繰入金	一、九四四、〇〇〇
町債	七、〇〇〇、〇〇〇
歳入合計	七六、〇四五、〇〇〇

歳出

科目	金額
議会費	一、三四八、〇〇〇
役場費	一三、〇七三、〇〇〇
消防費	二、八九六、〇〇〇
土木費	五、一九七、〇〇〇
教育費	一一、一九一、〇〇〇
社会及労働施設費	一、五二四、〇〇〇
保健衛生費	二〇、五四七、〇〇〇
産業経済費	六、九八〇、〇〇〇
財産費	一、八七五、〇〇〇
統計費	八三、〇〇〇
選挙費	三二五、〇〇〇
公債費	七、七四、〇〇〇
諸支出金	三、〇三二、〇〇〇
予備費	二〇〇、〇〇〇
歳出合計	七六、〇四五、〇〇〇





今金町メートル法推進委員会設立

現在私達の日常生活では、計量の単位としてメートル法、尺貫法、ヤードポンド法の三種類が無秩序に使われています。私達は、ふだんは、その不便をあまり感じないかもしれませんが、実際にはこれらの換算のために余計な神経や努力を使い、時間のむだを出し、三つの系統の計量器を用意して経費を費しています。

そして何よりも問題なのは次のような混用と混乱が、メートル法で行われた学校教育の効果をいちじるしく弱め、計量思想の普及によってのみ達成される生活や産業の合理化を阻害していることが数字であらわれているということであります。

政府は、この点を考慮し昭和三十四年一月一日から鉱山や特別の場合を除いてわが国の計量単位を現在最もすぐれた単位系として、世界的に普及しつゝあるメートル法に統一することを決定しております。

しかし今日なお広く用いられている他の単位系を一度に無くすることによる混乱を防ぐため、前もって十分準備しメートル法に慣れておいていただくため目下その普及運動を推進しつゝあります。

当町でもこのメートル法への切り替えを強く推進してゆくため「今金町メートル法推進委員会」を設立した次第でありますので、この趣旨に積極的なる御協力をお願いいたします。

なお、去る四月四日今金町役場会議室に於て今金町メートル法推進委員会設立総会が開らかれ役員に次の三氏が選ばれました。

委員長今金町長安部義雄
副委員長今金町農業協同組合長曾我井定一副委員長社団法人今金商工会頭辻三喜男

結かくの室内感染予防
屋内の換気をしましょう

最近の結核統計によりますと、届出のあった結核患者のうち、感染源が明らかな者では五九%が家族から感染したものと報告されております。

この統計をみますと、結核患者がいかに家族や同居人に結核菌がばらまかれているかがわかります。

家族や同居人から感染したものは、その発病率もきわめて高く、同一家屋内で感染したものとの比較は二倍一と報告されております。

少数の菌で健康的な、自然免疫をうける場合と違い室内の場合は、咳やたんに含まれている大量の菌をつねに吸い込んでいる場合とは発病する危険も当然にちがつてまいります。

本道のように、冬ごもりのながい、気温の低い地帯では屋内生活が多く、したがつて家族の濃厚感染の危険も問題になつてきます。

家族に結核患者のいる場合、患者自身がマスクをするように心掛け、また、療養中のベッドと家族のあいだにカーテンをかけるなど注意しなければなりません

室内は、午前と午後時間をきめて換気をはかり、寝具類の日光消毒、食器類の煮沸消毒、たん、の焼却処分など、平常の注意が大切です。

交通だより

かたいめまいをたの正しい守る行通

あなたならず

◆道路をあるくときは
一、右側を歩きましょう
一、歩道を歩きましょう
一、横断するときは止つて右と左の安全を確めましょう
二、斜の横断や車の直前直後の横断は危険ですから止めましょう
自転車に乗るときは
一、二人乗りは止めましょう
一、道路の右側を通りましょう

◆道路をあるくときは
一、右側を歩きましょう
一、歩道を歩きましょう
一、横断するときは止つて右と左の安全を確めましょう
二、斜の横断や車の直前直後の横断は危険ですから止めましょう
自転車に乗るときは
一、二人乗りは止めましょう
一、道路の右側を通りましょう

◆荷馬車を操縦するときは
一、自動車から追越合図があつたときは左に寄つて道を譲りましょう
一、駄者台とブレーキのない馬車は降りて操縦しましょう
一、道路に於て次のことをしないように
一、野球をしたり幼児を遊ばせないようにしましょう
一、夜間無灯火は止めましょう
一、道路に物を置かないようにしましょう

右側はあなたの往く道かえる道

かならず届出をしよう
轉出轉入の手続

◇轉出、轉入の際はかならず、住民登録法に基く轉出、轉入届をし、米穀の配給の手續をして下さい尚轉出、轉入の際又は病院に入院の際の外食券を受けるときは、かならず配給登録店より主要食糧購入通帳を持参して下さい。

◇轉出證明書の有効期間は交付の日から六十日間です。

◇住民登録法に基く轉入届は、轉入の日から十四日以内です。

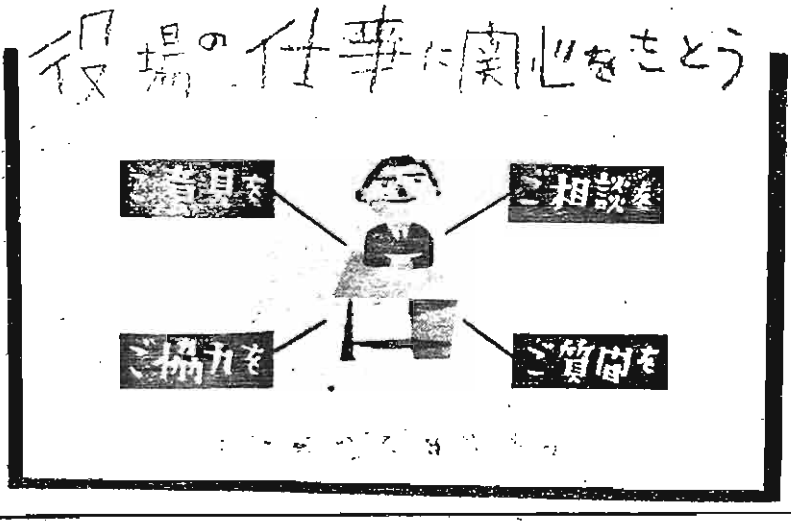
◇轉出證明書は、米穀の配給を受けるための基礎となるものです。

徴税令書様式が変更になりました

固定資産税及び町民税の徴税令書を今年度より連記式一括発付に変更しましたがつて、納付の場合は当初発付の徴税令書を毎期窓口に御持参していただき、四期間夫々使用されるものでありますから取扱上紛失あるいは汚損等のないよう御注意下さい。

なお国民健康保険税は昨年度よりこの新様式を使用しましたが納税者の中には納付書のみ切り離して持参された方もありました。

この場合は、紛失と同様な領収手續となり手数も倍加されますのでこうしたことのないよう特に御注意願います。



今年から實施 戸籍の改正

現在の民法は、個人の尊厳と両性の本質的平等を基調とする憲法の趣旨に基いて改正されましたことは、御承知のとおりであります。

従って家族の身分関係を公証する戸籍の制度もまた昭和二十二年十二月二十二日法律第二百二十四号をもって戸籍法の広布により新時代にふさわしい戸籍に改めることに意を用いられております。

詳しく申しますと、従前の戸籍（旧法戸籍といいます）は、戸主を中心としてこれと共に一家を構成する家族をもって、一つの戸籍がつくられたいわゆる家制度の戸籍でありましたが改正によって「戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一つの夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する」こととなり親子、孫と云うような三代に亘る戸籍とか伯叔父母、甥姪というような二組以上の夫婦の戸籍は、つくらないようになった外、従来の戸主も一筆頭者にと改められ戸籍の表示は、その筆頭者と本籍とですることとなりました。

このように改正されたのですが、従来の古い戸籍をどのように改製されてゆくかについて次にその概略を御知らせいたします。

①、この改製は、昭和三十三年四月一日から開始され、三年の期間内に完了することとなっております。

②、旧法の（従来の古い）戸籍でも新法の規定に適合する戸籍、例えば

イ、筆頭者夫婦とその子のみの在籍する戸籍

ロ、筆頭者のみ在籍する戸籍

ハ、筆頭者夫婦とその養子の在籍する戸籍

等でしかもその順序に記載されているものは、一応当分の間改製されません。

つまり、筆頭者の事項欄に改製した事由を記載しただけで戸籍の改製が終ったことになります。関係者も筆頭者もその戸籍の内容も変更されません。

③、次に前イロハ以外の戸籍、例えば

イ、筆頭者夫婦とその子（筆頭者又はその配偶者の子（夫婦の一方の子）養子以外に祖父母、父母、弟妹、叔父、叔母、おい、めい等が一緒に在籍しているときは、筆頭者夫婦とその子以外の者は、各々その夫婦とその間の子を一単位として新戸籍が作られることとなります。

この結果従来の戸籍が数戸籍に分解されることになる訳でありますこの場合分解により新しくできる戸籍が、夫婦であるときは、通常夫が筆頭者となりますが、

妻法中

1、入夫婚姻をしたが夫が戸主とならなかった者

2、婿養子縁組婚姻をした者

は、夫は妻の戸籍に入る目的であったのですから改製による新戸籍は妻を筆頭者とされます。

然し、当該戸籍の改製の際に、この夫婦から戸籍の記載順序の変更について申出があったときは、夫を筆頭者としてもよいことになっておりますから、夫を筆頭者とする希望の方は、この改製に着手する昭和三十三年四月一日前後に申出なければなりません。

ロ、旧法の規定によって戸主であった親が隠居して、その戸籍の末尾に記載され長男が相続して現在戸主となっている戸籍については新法の規定による改製に際しては、親が筆頭者となり、今まで筆頭者であった子をその戸籍に入れることとするので、筆頭者の氏名が変ることになります。

ハ、戸籍が分解される結果、新戸籍がつくられる場合でも改製の際父母が死亡等で除籍されているときは、その子はその儘筆頭者として新戸籍を編製することになります。

このように、戸籍改製、その他について詳しいことは、戸籍係に御問合せ下さい。

税 固定資産 税

33年度第一期固定資産税の徴収令書が発布になりました

納期は4月30日までです

納期内にお忘れなく納入願います

今金町

貯蓄組合を作りましょう

貯蓄をするのに、なにも組合まで作らなくてもよいではないかという考えは、このごろだんだん改められてきたようです。

それは、次のような効果が、一般にみとめられてきたからです。

一、お互の協力によってひとりでは実行しにくい消費の節約ができる

二、組合を通じて毎日または毎月積けて貯蓄ができ、したいに貯蓄高が増えることによって貯蓄への興味が湧き、習慣となる。

三、組合を通じて行われる貯金は、消費に向うお金が貯蓄されるので悪性のインフレを防ぐのに役立つ。

四、貯蓄組合の活動を通じてほかによい刺激を与えて一般の貯蓄の増加に役立つ事ができる

貯蓄組合には、地域組合、職域組合、青年組合、婦人組合、学生生徒組合、婦人者組合などがあり、一人について三十万円までは税金がかからないようになっています。

結果、新戸籍の筆頭者となる場合或は現在の筆頭者に変更なく、そのままで改製される戸籍等があり、今次の戸籍改製は、真に複雑であり、且つ、市町村役場における重要な仕事とされております以上は、戸籍の改製のほんのあらましに過ぎません。

この改製事業は、役場で日常の戸籍事務処理以外の仕事として施行して行くことになり、目下綿密に計画を樹てておりますけれどもこの仕事を誤謬なく円滑に実施するため特に皆さんの御理解と御協力をお願いいたします。

なお、右戸籍改製、その他について詳しいことは、戸籍係に御問合せ下さい。

そやふをみどりに土郷がわする愛

々山の緑　土国な豊かの

緑からはびる土郷と生き生き

緑の羽根に協力しましょう

社会の反逆者怠け者
退治のかげの謀将は主婦

「ドイツの復興に台所から……」という意気込みで起ち上ったドイツの婦人たちは、台所はベルリンに通ず」ということをかたく信じて疑わなかった。

彼女らは、ドイツの立直しであるとして、復興作業の第一歩を踏み出したのであった。

台所の立直しには五つの基本条件があった。それは一、一家の中に怠け者があってはならぬ　二、時を浪費してはならぬ　三、力を浪費してはならぬ　四、物を浪費してはならぬ　五、働くにも遊ぶにも無計画であってはならぬ。

怠け者は大の厄物である。彼女らが最も急務中の急務として取り上げたものは、この怠け者退治であった。

彼女らは自分の家の中から怠け者を出すことは、国家に対する反逆であると考え全国的に共同戦線を張った怠け者、浪費者、放蕩者、酔漢者、これらが怠け者であり、社会の見切者であり退治の対象物であった。

怠け者退治のかげの謀将は家庭の主婦であった。

そしてその第一線の殺士は少年少女であった。白襷赤い腕をして街頭を歩いたり放蕩者らしい若い男女が町を歩いていたりすると「怠け者やあい」「見切者やあい」とやられる。時には青、黄、緑などのさまざまな色の三角巾を手にした少年少女の一隊が「はたらけ、はたらけ、働きなさい。怠けちゃいけない。神の目が光る」と怠け者退治の歌をうたいながら街頭を歩き廻る。怠け者らしいと思うとその後をつけて行く。

月給日である。貰った給料をバケットに入れて、いそいそと工場の門を出て来ると、そこには三角巾の一隊が、声高らかに合唱している。その一隊の中から、「お父ちゃん、家え寄ろう」「お兄ちゃん一しょに家え行こう」と少年がとびだしてきて、びったり側に寄り添って連れだって家に帰るのであった。（世界の新生活より）

ケガや病死に備えて
家畜を共済に加入しましょう

皆さんの農業共済組合で行っている家畜共済は、生産家畜がけがをしたり、病気になったときは、農業共済組合の獣医さんに無料でみてもらえますし、またけがや病気がひどくなって死んだ場合は、代りの牛馬を買うお金をもらえる仕組みになっています。一度この共済に入りますと安心して毎日の仕事に精を出すことが出来ます。

家畜共済はこのように大切な仕事なので、国では掛金の三分一を負担したり、農業共済組合の事務費等も負担して力を入れています。北海道で昭和三十一年度に家畜共済に加入した頭数は二十万三千頭で、農業共済組合に納めた掛金は、約二億三千七百万円に上ります。一方事故によって農家の人がもらったお金は約九億二千万円で、掛金の約二倍のお金が支払られております。

今年は二十万八千頭を目標に加入促進運動を行っていますが、このような良い仕事の恩恵を、家畜を飼っている全農家の皆さんが受けるよう、家畜共済への加入をおすすめします。

心の用火
家ごと職場ごと日ごと

石けんの歴史

石けんが使われだしたのは、いつごろからであったろうか。

もの〻本によれば、すでに西暦紀元前より用いられていたようであり、石けんについて科学のメスが加えられたのは、ずっと後のことで、一七四一年にはじめて油脂と木炭をにることに成功したのによってできるという報告もみえている。

しかし、石けんの組成についてもボルトガル語のシャボンという言葉がその由来を物語っています。

その後一九世紀の終り頃から石けんのもつすぐれた洗濯作用などが明らかにされ、それと共に、二十世紀の科学は石けんに限らぬ各種の合成洗剤を次々と登場させました。

一方、わが國においては織田、豊臣の時代にポルトガルより傳えられ、今日で

国保だより

今金町国民健康保険被保険者が、学生、生徒のため遠隔の地にある病院や診療所にかゝるのに不便な方には本年四月一日より「遠隔地被保険者証」を交付することになりましたので、交付希望の方は印鑑と国民健康保険受診証（手帳）を持って役場社会課国保係へお申出で下さい。

国民健康保険事業開始に伴い、町が療養担当の契約をした病院、医院の名前を昨年五月にお知らせ致しましたでありますがその後病院や診療所の契約希望により次のとおり療養担当を追加契約致しましたのでお知らせ致します。

なお追加契約者の名前をさきに送付した名簿に記入の上御利用下さい。

国民健康保険受診証の取扱いについて次の点お願い致します。

1、転入や転出など被保険者に異動があった場合はすぐ印鑑と、受診証を持参して届出て下さい。

2、出産や死亡届を出した場合は、印鑑と受診証を持って役場で訂正を受けた上、助産費（五〇〇〇円）葬祭費（一〇〇〇円）の支給を受けて下さい。

3、お医者さんにかゝる場合は、必ず先に受診証を出してからかゝる様にして下さい。

4、町と契約してない病院にかゝる場合は、緊急の場合のほか、事前に承認を受けるようにして下さい。

5、

6、

7、

8、

9、

春の全道火災予防運動を実施

道では、四月二十日から五月三日までの二週間、全道一斉に次の九つの事項を中心に火災予防運動を実施いたします。

1、火災防止
2、車輛などの火災予防
3、電気火災の防止
4、防火設備および避難設備の点検整備
5、
6、
7、
8、
9、

四月二十日～五月三日

道走さん広子さん



診療科目	名称	所在地
精神神経科	市立柏木病院	函館市柏木町四六八
内科 胸部外科 外科	朝里療養所	小樽市新光町七七
歯科	坂井歯科診療所	北檜山町字東郷